

鯖江市「介護予防・生活支援サービス事業」料金表



サービス種類	内容	対象者	利用者負担額 ※注2	
			月額※注1	回数単価（1回単価）※注1
訪問型サービス <small>いずれも併用不可</small>	①訪問型予防給付 相当サービス	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,176円	268円（月1～4回）
		事業対象者、要支援1・要支援2 （週2回程度）	2,349円	272円（月5～8回）
		事業対象者、要支援2（週2回超）	3,727円	287円（月9～12回）
	②訪問型サービスA1型 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2	—
③訪問型サービスA2型 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない簡単な生活援助 （買物・調理・薬の受け取りは除外）	事業対象者、要支援1・要支援2	—	150円（月9回まで）
④住民主体の訪問型生活支援サービス B型	地域住民のボランティア団体が主体となり生活支援を行う	事業対象者、要支援1・要支援2	—	各サービス内容により各団体が1回当たりの提供時間と利用料を決めている
通所型サービス <small>いずれも併用不可</small>	①通所型予防給付 相当サービス	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,672円	384円（月1～4回）
		事業対象者、要支援2（週2回程度）	3,428円	395円（月5～8回）
	②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	運動器機能訓練を主とした自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・要支援2	—
③通所型サービスC （短期集中予防サービス）	運動を中心に、栄養面や口の健康の維持・向上をするための個別プログラム ※週1回程度で全12回程度 概ね3か月程度 ただし、必要と判断された場合には、最大24回までサービス継続可	事業対象者、要支援1・要支援2	—	340円 口腔加算150円（全4回まで） 栄養加算150円（全4回まで）
介護予防ケアマネジメント		事業対象者、要支援1・要支援2の方が利用でき、利用者負担はありません。		

※注1：原則「月額」利用とします。【回数単価を用いる場合】

①月途中の契約開始および契約解除 ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

※注2：利用者負担額は、1割負担の場合の金額を表記しています。2割3割負担の場合は、この限りではありません。

★サービス種類により加算されるものがありますので、利用者負担額は、目安となります。詳細は、介護支援専門員にお聞きください。